

平成21年度業務実績報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

中期目標	中期計画	H 2 1 年度計画	H 2 1 年度業務実績
<p>第 2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p>	<p>第 1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し</p> <p>機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。</p> <p>平成 19 年 12 月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)を踏まえ、労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)との統合に向けた検討を行う。</p> <p>前年度の 3 研究領域の導入に伴い、中期計画で指定されている</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき平成21年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、研究所のホームページにより公表した。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制の実現と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、諸会議のあり方を見直し、平成21年度から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事(業務・会計)を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を原則として2か月に1回、それぞれ開催した。また、前年度まで、清瀬地区と登戸地区で別々に開催していた「部長等会議」については、TV会議システムを活用し、両地区合同の会議として開催した。 中期計画に示された24の評価項目等の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 労働者健康福祉機構との間で、石綿小体の計測等についての共同研究を開始

<p>イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。</p>	<p>イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。</p>	<p>業務を柔軟かつ効率的に遂行する。</p> <p>また、業務責任者を適材適所で任命し、業務遂行の迅速化と業務改善を図る。</p> <p>現行の運営体制を引き続き進めるとともに、役員業務との調和を図る。</p> <p>平成20年度に施行された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「研究開発力強化法」という。)」の各種措置を推進する。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化</p> <p>新たに導入した安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の確立のために、産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一層の一元化を図る。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに関する安全、衛生分野の一元化を進める。</p>	<p>するとともに、研究情報交換会を開催し、新たな研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。</p> <p>イ 研究管理の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部研究評価会議(中間・期末)を開催するとともに、年度末に両地区合同の評価会議を開催し、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部研究評価を行った。また、プロジェクト研究等重点研究26課題を対象として、外部研究評価会議を開催し、外部識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。 評点の重み付け等細部の点で相違のあった清瀬・登戸両地区における研究職員の個人業績評価システムを統一した上で、年度末に両地区合同の評価会議を開催し、研究員の業績評価を行い、この結果を昇給・昇格等の人事管理に反映させた。
--	--	---	---

<p>ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。</p>	<p>ウ 人材の登用 研究員の採用は、人材活用等に関する方針（第6の1（1））に基づき、多角的で柔軟性の高い任用に努める。このため、原則として公募による選考とし、研究を担う資質の高い人材の任期付採用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害調査分析センター及び国際情報・研究振興センターにおいて、それぞれ清瀬地区及び登戸地区の合同部会等を必要に応じて開催する等により業務の一元化を進めた。 <p>ウ 人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者人材データベース（JREC-IN）及び大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 ・ 前年度に採用内定した3名を平成21年4月1日付けで採用するとともに、平成21年度の公募に応募した58名の中から、平成21年10月1日付けで1名、平成22年1月1日付けで1名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む7名を平成22年4月1日付採用予定者として内定した。 ・ 平成18年度に任期付きとして採用した3名の研究職員について審査を行い、平成21年度に任期を付さない研究職員として採用した。
<p>エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。</p>	<p>エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。</p>	<p>エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 清瀬、登戸両地区の総務部門の業務の一元化を進める。 総務部門と研究企画調整部門との業務連携を強め、調査研究業務の効率化を図る。 定型業務の外部委託等の検討を進め、間接部門の合理化を図る。</p>	<p>エ 総務部門の一元化と外部委託の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部門の効率化を図る観点から、人事業務及び会計業務の清瀬地区への一元化を検討し、平成22年度から総務部門の人員削減（4人）を行うことを決定した。 ・ 外部に委託している経費を節減する観点から、登戸地区における警備業務の見直し、コピー用紙等消耗品の単価契約化等の検討を行い、可能なものから順次改善を図った。
<p>オ 業務・システムの最適化を</p>	<p>オ 所内各種文書について、効率</p>	<p>オ 業務・システムの効率化等</p>	<p>オ 業務・システムの効率化</p>

<p>図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p>	<p>的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、清瀬、登戸両地区の文書フォーマットの統一化を引き続き進める。</p> <p>平成 20 年度末に導入した 3 研究領域を中核とする調査・研究業務に則った決裁方式の運用を進める。</p> <p>テレビ会議の活用を進める。また、電子決裁方法の導入を検討する。</p> <p>さらに、情報セキュリティポリシーの策定等情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、清瀬・登戸両地区で別々に活用していたグループウェアについて、セキュリティの確保を図った上で統合し、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を開始した。 ・ 登戸地区の図書室において、科学技術文献の複写や資料現物の貸借の依頼及び受付を電子化されたシステムで行う図書館相互貸借サービス（NACSIS-ILL：国立情報学研究所運営）を導入し、書誌購入費等の大幅な節減並びに資料の入手及び提供の迅速化を図った。 ・ 業務の効率化を進めるため、清瀬地区と登戸地区で別様式になっていた決裁文書の統一化を図るとともに、清瀬地区において電子決裁システムを導入した。また、前年度に引き続き、TV会議システムを積極的に活用した。 ・ 新たに策定した情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき、管理責任者、業務担当者等を選任し、情報セキュリティ対策推進体制を整備するとともに、情報の格付けに応じた対策や情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策を推進した。
<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。</p> <p>イ 研究管理システムを活用し</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 研究管理システムの構築と見直し</p> <p>調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し評価する研究管理システムの構築を引き続き進める。</p> <p>イ 研究実施状況の把握と研究管</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 研究管理システムの構築と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部研究評価会議の開催による厳正な課題評価、所内及び所外での研究発表を目的とした研究討論会（TM）及び労働災害調査報告会並びにプロジェクト研究発表会等の各研究管理システムを組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図るとともに、これらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 <p>イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映</p>

<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追</p>	<p>て、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研</p>	<p>理・業務運営への反映</p> <p>構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ウ 研究職員の業績評価</p> <p>研究業績、対外貢献（行政貢献を含む）、所内貢献、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務への貢献を適切かつ総合的に評価する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <p>温室効果ガス排出の抑制のための実施計画に基づく具体的な措置の推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。 労働災害の原因の調査（以下「災害調査」という。）及び労働基準監督署等からの依頼による鑑別等については、労働災害調査分析センターが対外的な窓口機能及び所内での調整・支援機能を担い、調査研究と災害調査・鑑別等の業務の適切な進行管理を行った。 <p>ウ 研究職員の業績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）、④独法貢献（中期目標達成等に対する貢献）の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等による第1段階評価、領域長による第2段階評価、役員による第3段階評価の3段階評価システムとした。 <p>なお、評点の重み付け等細部の点で相違のあった清瀬・登戸両地区における研究職員の個人業績評価システムを統一した。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）を行い、研究職員のモチベーションの維持・向上に役立てた。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品の購入等調達に関して一般競争入札を徹底するとともに、委託調査等の業務委託については、総合評価方式による一般競争入札を導入し、透明性・競争性を確保し、経費節減を図るとともに、仕様書の改善等による一者入札の見直しを行った。平成20年度に9件約116百万円であった随
--	--	---	---

<p>加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p>	<p>化等の見直しを行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。</p>	<p>意契約は、平成21年度は5件約34百万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約761百万円から、平成21年度は95件約641百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに清瀬・登戸両地区で別々に活用していたグループウェアを統合し、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を開始するとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 光熱水道料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対前年度比で2千万円、率にして18.4%削減した。 <p>イ 競争的資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究職員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金11件(うち研究代表者5件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金1件の合計26件7,920万円の競争的研究資金を獲得した。 受託研究については、国(厚生労働省・経済産業省)からの5件、地方自治体からの1件、民間企業からの6件の合計12件1億2,520万4千円を獲得した。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(6,785万8千円)である。
---	--	--	---

	<p>ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までには、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交</p>	<p>ウ 自己収入の確保</p> <p>研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化</p> <p>中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。</p> <p>オ 役職員の給与の見直し</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。</p>	<table border="1" data-bbox="1323 209 2078 525"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">競争的資金</td> <td>件数</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>104,937</td> <td>78,823</td> <td>85,064</td> <td>79,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託研究等</td> <td>件数</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>24,790</td> <td>18,627</td> <td>57,370</td> <td>125,204</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計金額(千円)</td> <td>129,727</td> <td>97,450</td> <td>142,434</td> <td>204,404</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与可能な施設・設備を7件増の84件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。粒度測定及びゼータ電位測定装置、環境試験室等4件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は72万8千円となった。 また、著作権料は4件65万9千円、特許実施料は1件50万5千円となり、これら自己収入の合計額は総額189万1千円となった。 新たに、民間企業、個人等からの寄付金を受入れるための規程の整備を図った。 <p>エ 業務運営の徹底した効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。 <p>オ 役職員の給与の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与改正に伴い、役員の期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に変更し、支給率も国と同様とし、また、職員の期末手当及び勤勉手当についても国と同様の支給率に改正するとともに、住宅取得時から5 			H18	H19	H20	H21	競争的資金	件数	30	27	29	26	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	79,200	受託研究等	件数	11	5	8	12	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	125,204	合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434	204,404
		H18	H19	H20	H21																																
競争的資金	件数	30	27	29	26																																
	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	79,200																																
受託研究等	件数	11	5	8	12																																
	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	125,204																																
合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434	204,404																																

	<p>付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直し</p>	<p>カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に務める。</p> <p>キ 計画的な職員の採用 中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	<p>年間支給される住宅手当を廃止することを盛り込んだ役員報酬規程及び職員給与規程の改定を行った。</p>
--	---	--	---

<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。</p>	<p>を適宜行う。</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。</p> <p>イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>ア 使用状況の把握と効率的な利用</p> <p>中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。</p> <p>イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与</p> <p>ホームページや「労働安全衛生研究」誌への掲載の工夫、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を一層進める。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>ア 使用状況の把握と効率的な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設・設備の効率的な利用を促進する観点から、光熱水を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を促進した。 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究職員への配分等を行い、有効活用を図った。 その他、施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。 <p>イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与可能な施設・設備を7件増の84件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。粒度測定及びゼータ電位測定装置、環境試験室等4件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は72万8千円となった。 また、産業技術総合研究所や東京大学等の研究機関や民間企業との間で14件の共同研究(プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。以下同じ。)により、施設の共同利用を進めた。 さらに、研究施設・設備の有効利用を図る観点から、受託研究等の獲得を促進し、民間企業からの受託研究6件を含む12件1億2,520万4千円の受託研究等を実施した。
---	---	---	---

<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p>	<p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働安全衛生重点研究推進協議会」において、引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・負傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。また、協議会シンポジウム等を運営実施する。</p> <p>(イ) 「客員研究員研究交流会」を開催し、産業医、安全・衛生管</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア) 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における安全衛生上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、労働衛生分野に関して平成 12 年に策定した労働衛生研究重点 3 研究領域 18 課題を見直した結果と、新たにとりまとめた産業安全分野の重点 4 研究領域 24 優先課題とを統合し、学識経験者等へのヒアリングや研究所ホームページによる意見募集を行った。 ・ 平成 22 年 3 月に第 3 回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した労働安全衛生研究重点 3 研究領域 32 優先課題（案）について調査・審議を行った。審議結果を踏まえて「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定し、報告書を取りまとめることとした。 ・ 平成 22 年 1 月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による 7 テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題ー第 11 次労働災害防止計画の対策に向けてー」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 232 人の参加者を得た。</p> <p>(イ) 客員研究員研究交流会 ・ 平成 22 年 3 月に第 11 回客員研究員研究交流会を開催し、大学・研究機</p>
--	---	---	--

	<p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p>	<p>理者等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究職員との共同研究を進める。</p> <p>(ウ) さらに、業界団体や第一線の安全・衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>(エ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換会を開催し、労働現場の研究ニーズの把握に努める。</p> <p>(オ) 産業医科大学との研究交流会を定期的に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <p>厚生労働省安全衛生部との定期的な連絡会議、情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究</p>	<p>関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等について意見・情報交換を行った。</p> <p>(ウ) 業界団体等との意見・情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社) 日本保安用品協会、(社) 石灰石鉱業協会鉱山保安委員会、(社) 中小企業診断協会城西支部、所沢地区食料品製造業労働災害防止協議会等を始めとする業界団体等の間で、労働災害防止のための調査研究について、意見・情報交換を行った。 <p>(エ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者健康福祉機構との間で、石綿小体の計測等についての共同研究を開始するとともに、研究情報交換会を開催し、新たな研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。 <p>(オ) 産業医科大学との研究交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 11 月に産業医科大学産業生態科学研究所との間で研究交流会を開催し、当研究所から産業安全分野の 2 課題を含む 6 課題について研究発表を行うとともに、意見交換を行った。 <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させた。 ・ 厚生労働省安全衛生部幹部との定期的な連絡会議の開催、実務者レベルによる安全衛生部と研究所役職員との意見・情報交換会を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調
--	---	--	---

<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施</p> <p>労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次の重点研究領域において、別紙1（省略）に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配</p>	<p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p> <p>2 調査研究業務の重点的实施</p> <p>労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究（省略）を実施する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応</p>	<p>業務に反映させる。</p> <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握</p> <p>労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>プロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領域特別研究」のうち12課題を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する（別紙1）（省略）。さらに、</p>	<p>査研究テーマについて意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する研究」、「一酸化炭素のばく露防止対策に関する研究」、「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究」等の調査研究を実施した。 <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施</p> <p>(1) プロジェクト研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画及び平成21年度計画に基づいて、下記のとおり、プロジェクト研究12課題、イノベーション25研究4課題及びGOHNET研究（労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン）に基づく3課題を実施した。 <p>〈プロジェクト研究〉</p> <p>ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究〔最終年度〕</p> <p>イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関</p>
--	--	--	--

<p>する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究</p> <p>イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究</p> <p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p>	<p>社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく研究(イノベーション25研究)の4課題(別紙2)(省略)及び世界保健機構(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(ゴーンネットGOHNET研究)」の3課題(別紙3)(省略)を実施する。</p>	<p>する研究 [最終年度]</p> <p>ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 [最終年度]</p> <p>エ 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 [初年度]</p> <p>オ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究 [最終年度]</p> <p>カ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 [最終年度]</p> <p>キ 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 [2年目]</p> <p>ク 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 [4年目]</p> <p>ケ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 [初年度]</p> <p>コ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 [初年度]</p> <p>サ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 [初年度]</p> <p>シ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究 [2年目]</p> <p>〈イノベーション25研究〉</p> <p>ア 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 [3年目]</p> <p>イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究 [3年目]</p> <p>ウ 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 [最終年度]</p> <p>エ 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 [3年目]</p> <p>〈GOHNET研究〉</p> <p>ア 職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランスーウェブ情報システムの開発と活用ー [2年目]</p>
---	---	--	---

			<p>イ 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 [2年目]</p> <p>ウ ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害 [2年目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成21年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー（プロジェクト研究発表会）」を開催し、平成21年度を最終年度とする6課題について発表を行った。 ・ プロジェクト研究等については、多くの研究成果を得ており、平成21年度を最終年度とする研究課題の成果は次のとおりである。 <p>ア 「事故防止のためのストレス予防対策に関する研究」では、ストレスや心身の健康状態が事故に及ぼす影響を明らかにするとともに、事故防止のためのストレス予防対策マニュアルを策定した。</p> <p>イ 「第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」では、医療現場におけるホルムアルデヒドや抗がん剤等のリスク評価を行い、ばく露防止対策を提案するとともに、倉庫業・旅客運送業・飲食業・販売業等において適用可能なリスク評価のためのチェックリスト及びマニュアルを開発した。</p> <p>ウ 「危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究」では、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）で示されるいくつかの試験方法についての妥当性を検討し、代替的な試験方法の提案を行うとともに、熱量データ等試験を行うに当たっての参考情報を提供した。</p> <p>エ 「高圧設備の長期間使用に対応した労強度評価手法に関する研究」では、鉄鋼材料の長寿命領域での疲労破面の定量評価手法を開発した。今後、疲労破壊事故が発生した場合の災害調査に活用できる。</p> <p>オ 「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」では、</p>
--	--	--	--

<p>(2) 基盤的研究</p> <p>将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2(省略)に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>(2) 基盤的研究</p> <p>科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究</p> <p>研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙4に示す課題を実施する。</p>	<p>労働現場において簡便にナノ粉体の測定が可能となる測定技術・評価法を検証するとともに、細胞実験により銀由来のナノ粒子の生体影響について評価した。</p> <p>カ 「誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究」では、誘導結合プラズマ質量分析計を用いた労働環境空気中有害金属測定に関するISO規格案の性能評価を行う国際共同実験に参加した。</p> <p>(2) 基盤的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的研究として、14研究領域61課題を実施した。このうち、6課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。また、研究計画及び研究の進捗状況等について内部研究評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の再精査等に反映させた。 ・ 「電磁気障害による災害の防止に関する研究領域」においては、平成22年度から開始するプロジェクト研究「初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究」の萌芽的研究として、「放電により発生する電磁パルスの検出技術に関する研究」、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」及び「汎用型防爆構造除電器の開発」を実施し、初期放電の基本技術、放電発生装置、汎用・防爆性能を有する除電器の開発等多岐にわたる技術的な成果を得た。 ・ 「労働者の健康と職業性ストレスに関する研究領域」においては、各種生体物質によるストレス評価方法の検討から、疲労の蓄積や回復に関する評価、職域におけるストレス予防・介入・対策に関する研究まで、幅広く実施し、研究所の研究基盤の充実を図った。
---	---	--	--

<p>3 学際的な研究の推進</p> <p>労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。</p>	<p>3 学際的な研究の実施</p> <p>ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。</p> <p>イ 研究評価に当たっては、学際的な研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的な研究を積極的に挙る。</p>	<p>3 学際的な研究の実施</p> <p>ア 学際的な研究体制の検討と構築</p> <p>研究所の中核的な研究であるプロジェクト研究等を含め、産業安全と労働衛生の両者の研究者の知見を活用した学際的な研究を推進する。</p> <p>イ 学際的な研究の評価</p> <p>研究所の各研究課題の評価において、内部評価と外部評価の両面から学際的な観点からの細目を導入し、この評価結果を踏まえて学際的な研究の一層の推進を挙る。</p>	<p>3 学際的な研究の実施</p> <p>ア 学際的な研究体制の検討と構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業安全を専門とする研究者と労働衛生を専門とする研究者からなる環境研究領域がコアとなつて、双方の専門性・知見を活用した学際的な研究の推進について検討を行うとともに、清瀬地区及び登戸地区でそれぞれ実施している研究討論会（TM）の対象を全研究職員とすることにより、情報の共有推進を挙った。 産業安全と労働衛生の分野横断的な研究として、2つのプロジェクト研究「第三次産業小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」及び「危険・有害物規制の調和のための統一的危险・有害性評価体系の構築に関する研究」並びに厚生労働科学研究費補助金による「加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究」を実施し、研究について、産業安全を専門とする研究者と労働衛生を専門とする研究者が参画し、研究成果の相乗効果を挙揮する研究を推進した。 <p>イ 学際的な研究の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部評価委員会及び外部評価委員会において、前年度に引き続き、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的な視点からの評価を受けた。
<p>4 研究項目の重点化</p> <p>労働現場のニーズや社会的・経済的な意義等の観点から基</p>	<p>4 研究項目の重点化</p> <p>研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的な研究</p>	<p>4 研究項目の重点化</p> <p>基盤的な研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目</p>	<p>4 研究項目の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画及び平成21年度計画に基づいて、プロジェクト研究として12課題を実施した。また、政府の長期戦略指針・イノベーション25に基づく4

<p>盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。</p> <p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>の年平均研究課題数を前中期目標期間（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間（平成 13 年度から平成 17 年度）の基盤的研究課題数の合算値）の年平均研究課題数に比して 20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。</p> <p>5 研究評価の実施</p> <p>(1)内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p>	<p>標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。</p> <p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>前年度までに改善を図ってきた内部研究評価の評価システムを活用して、全ての研究課題と個人業績について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価を実施する。さらに評価結果を研究管理、昇給等の人事管理等に反映させ、業務の効率化を図る。</p>	<p>課題及び当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受けて平成20年度から開始したGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題をプロジェクト研究と並ぶ重点研究課題として位置付け、これを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度から平成 21 年度までの基盤的研究課題の平均数は 69.3 課題となり、前中期目標期間平均数 102 課題との比較では、32.1%の減少となった。 <p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一評価基準に基づき、引き続き公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。事前評価は、学術的視点、行政的・社会的視点等6項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、学術的貢献度等6項目についてそれぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。 研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④独法貢献(中期目標達成等に対する貢献)の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究職員の所属部長等による第1段階評価、領域長による第2段階評価、役員による第3段階評価の3段階評価システムとした。 <p>なお、清瀬地区、登戸地区で若干異なっていた各評価段階におけるウェイト付けを統一した。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰(2名)及び若手研究者表彰(2名)を行い、研究職員のモチベーションの維持・向上に努めた。</p>
--	--	--	---

<p>6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p>	<p>(2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p> <p>6 成果の積極的な普及・活用</p>	<p>(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 産業安全及び労働衛生分野の研究者と労使等から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究予算の配分等の研究管理に反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より 3 か月以内に研究所のホームページに公表する。</p> <p>6 成果の積極的な普及・活用</p>	<p>(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・ 安全・衛生の両分野を含む外部識者委員による外部研究評価会議を平成22年3月に開催し、プロジェクト研究(19課題)、イノベーション25研究(4課題)及びGOHNET研究(3課題)の計26課題を対象に、学際的視点も含めた事前、中間及び事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名で、それ以外の経済界、労働界等の学識経験者3名であった。 ・ プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成21年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催し、平成21年度を最終年度とする6課題について発表を行った。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表 ・ 平成 21 年度の外部研究評価結果を当該評価結果受理日より 3 か月以内に報告書として取りまとめ、その全文を研究所ホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。</p> <p>6 成果の積極的な普及・活用</p>
--	---	---	--

<p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p> <p>(2) 学会発表等の促進</p>	<p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する JIS 規格、ISO 規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p> <p>(2) 学会発表等の促進</p>	<p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p> <p>(2) 原著論文、学会発表等の促進</p>	<p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>ア 委託調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が企画競争で公募した委託調査研究等のうち、「荷役作業時における墜落等災害防止対策の開発及び普及事業」、「石綿小体に関する計測例の収集及び分析に係わる調査研究」の2つの調査研究のほか、「労働災害情報作成等事業」及び「最新の知見による職業性疾病対策の開発及び普及事業」の2事業を受託し、実施した。 また、経済産業省から「工作機械の機械安全に関する標準化」を、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」を、それぞれ受託し、実施した。 このほか、水道工事の労働災害防止に関する地方自治体からの受託研究や民間企業からの委託研究5件を受託し、実施した。 <p>イ 行政からの要請に基づく調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する研究」、「一酸化炭素のばく露防止対策に関する研究」、「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究」等の調査研究を実施した。 <p>ウ 基準制定・改訂等のための検討会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工作機械の安全」、「静電気安全」、「機械振動及び衝撃」、「温熱環境」、「工業用ナノ材料」等の分野を始めとして、ISO、IEC、OECD、JIS等国内外の基準制定・改定に関する70件の国内委員会・検討会に研究職員が委員長等として参画するとともに、これら国際機関が主催する国際会議に研究職員が日本の技術代表等として出席した。 <p>(2) 学会発表等の促進</p>
---	--	---	--

中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。

研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。

国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。

労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることにより、研究及び災害調査の質的向上、研究員の能力向上に努める。

・平成21年度の講演・口頭発表等は354回となり、平成21年度計画に掲げた数値目標340回に対して14件、4.1%上回った。また、論文発表等は381報となり、同目標の170報の2.2倍となった。

・論文発表等の内訳は、原著論文84編、原著論文に準ずる学会発表の出版物31編、著書24編、行政報告書等68編、その他の専門家向け出版物等159編であった。

・これらの内、国際学会における講演・口頭発表等は93件、英文による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物は82編であった。

	H18	H19	H20	H21
講演・口頭発表等	388	369	319	354
論文発表等	241	333	347	381
うち 原著論文	(83)	(82)	(127)	(84)
うち 原著論文に準ずる 学会発表の出版物	(36)	(81)	(39)	(31)
うち 著書	(20)	(30)	(17)	(24)
うち行政報告書等	(34)	(41)	(67)	(83)
うち その他の専門家向 け出版物等	(68)	(99)	(97)	(159)

・研究職員が日本産業衛生学雑誌優秀論文賞を受賞するとともに、厚生労働科学研究費補助金によるリサーチレジデントとして受け入れた若手研究者が、土木学会年次学術講演会優秀講演者表彰を受賞した。

(3) インターネット等による

(3) インターネット等による調

(3) インターネット等による研究

(3) インターネット等による研究成果情報の発信

<p>調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。</p> <p>また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>査及び研究成果情報の発信</p> <p>ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。</p> <p>イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p>	<p>成果情報の発信</p> <p>ア 研究成果の公開</p> <p>公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。</p> <p>イ 年報、研究所ニュース等の発行</p> <p>平成 20 年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン、「労働安全衛生研究」広報欄その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>平成 20 年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション 25 研究について、「特別研究報告」を発行する等により、その研究成果の広報を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過重労働による疲労蓄積の予 	<p>ア 研究成果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、その全面的なリニューアルを行った上で、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、安全資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語・英語による要約を併せて公開した。 <p>また、和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、Industrial Healthと同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム/独)科学技術振興機構)での公開を開始した。</p> <p>なお、研究所ホームページへのアクセス件数は、307万件(前年度340万件)となった。</p> <p>イ 年報、研究所ニュース等の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安衛研ニュース(メールマガジン)に、役職員によるコラム欄を設けるなど内容の充実を図った上で、対前年比で7.7%増となる642アドレスに対して月1回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・ 以下の刊行物を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 特別研究報告SRR-No. 39(「過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究」ほか3課題の研究成果を収録) ② 安全資料(SD-No. 24)「ICTを活用した安全衛生管理システム構築の手引き」 ③ 安全資料(SD-No. 25)「感電の基礎と過去30年間の死亡災害の統計」 ④ Recommendation for Requirements for Avoiding Electrostatic Hazards in Industry 2007 (JN1OSH TR No. 42)
--	---	---	---

<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開</p>	<p>ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>(4) 講演会、一般公開の開催等</p> <p>ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の</p>	<p>防に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 ・ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 ・ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p> <p>事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。また、整理合理化計画を踏まえ、機構と統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の</p>	<p>ウ 研究成果の一般誌等への寄稿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般誌等に58件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・ 大型建設機械の倒壊事故や化学工場の爆発災害等に関連したテレビ・ラジオからの取材9件に協力した。このうちの1件は、カナダのラジオ局からの取材であり、日本におけるナノマテリアルによる健康障害防止対策に関するものであった。また、建設現場等における安全対策や夜勤における疲労防止対策等に関連した新聞・雑誌からの取材16件に協力した。 <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 安全衛生技術講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全衛生技術講演会」を平成21年11月に東京都、大阪市及び名古屋市3都市において開催した。「労働安全衛生分野におけるリスクアセスメン
--	--	--	---

<p>を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。</p> <p>イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開</p>	<p>人々を対象とした講演会を研究所が3回以上主催するほか、他機関との共催等を推進する。</p> <p>イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。</p>	<p>ト」をテーマとし、5名の研究職員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で559名であった。参加者へのアンケート調査によれば、講演会の評価が「非常に良い」と「良い」をあわせて66%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による7テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題－第11次労働災害防止計画の対策に向けて－」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に232人の参加者を得た。 国際情報・研究振興センターにおいて、「機械安全国際規格に基づく保護方策」、「欧州における化学物質管理対策（REACH）の最新動向」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い4テーマについて、国内外の有識者からなる国際ワークショップを4回開催し、意見交換・情報収集を行うとともに、専門家及び実務家を対象に同テーマで4回の公開セミナーを開催した。 プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成22年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー（プロジェクト研究発表会）」を開催した。 民間機関との共催による講演会等として、（社）日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修会、四国電力需用者協会との共催による電気関係障・災害防止対策講習会及び癌研有明病院等との共催による「抗がん剤による医療者の職業ばく露－実態と対策－」を開催した。 <p>イ 研究所の一般公開等</p> <ul style="list-style-type: none"> 清瀬地区で平成21年4月15日に、登戸地区で同年4月12日に、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者
---	--	---	--

<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p>数は、清瀬地区186名（前年206名）、登戸地区92名（同92名）で合計278人となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の大学・研究機関や業界団体・民間企業等28の機関・団体からの要望に応じ、随時の見学希望に対応した。 <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の特許として、「重機用接触衝撃吸収装置」、「斜面保護擁壁の施工及び擁壁築造ユニット」及び「斜面保護擁壁の施工方法」の3件が登録され、研究所が保有する登録特許総数は35件（うち、外国特許2件）となった。また、新規に1件の特許を出願し、特許出願総数は12件となった。 特許実施料は、1件50万5千円となった。 <table border="1" data-bbox="1323 719 2078 1102"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究所 扱い</td> <td>登録特許</td> <td>30 (5)</td> <td>32 (4)</td> <td>33 (1)</td> <td>35(3)</td> </tr> <tr> <td>特許出願中</td> <td>19 (0)</td> <td>18 (2)</td> <td>16 (0)</td> <td>12(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">TLO 扱 い</td> <td>特許出願中</td> <td>6 (3)</td> <td>5 (2)</td> <td>7 (2)</td> <td>7(0)</td> </tr> <tr> <td>意匠出願中</td> <td>3 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>意匠登録</td> <td>3 (1)</td> <td>3 (1)</td> <td>4 (1)</td> <td>4(0)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特許実 施料</td> <td>件数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額 (千円)</td> <td>328</td> <td>218</td> <td>512</td> <td>505</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆ () 内は当年度分であり、内数である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得を進めるため、内部・外部研究評価において、「特許・実用新案等の出願」を評価項目の一つとして掲げて評価を行うとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究職員の相談に対応した。 			H18	H19	H20	H21	研究所 扱い	登録特許	30 (5)	32 (4)	33 (1)	35(3)	特許出願中	19 (0)	18 (2)	16 (0)	12(1)	TLO 扱 い	特許出願中	6 (3)	5 (2)	7 (2)	7(0)	意匠出願中	3 (1)	1 (1)	0 (0)	0(0)	意匠登録	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4(0)	特許実 施料	件数	4	1	1	1	金額 (千円)	328	218	512	505
		H18	H19	H20	H21																																										
研究所 扱い	登録特許	30 (5)	32 (4)	33 (1)	35(3)																																										
	特許出願中	19 (0)	18 (2)	16 (0)	12(1)																																										
TLO 扱 い	特許出願中	6 (3)	5 (2)	7 (2)	7(0)																																										
	意匠出願中	3 (1)	1 (1)	0 (0)	0(0)																																										
	意匠登録	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4(0)																																										
特許実 施料	件数	4	1	1	1																																										
	金額 (千円)	328	218	512	505																																										

<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p>	<p>・ 知的財産の活用促進を図るため、35件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。</p> <p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>・ 平成21年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、①厚生労働省からの依頼及び研究所の自主的判断に基づく災害調査が19件、②労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等が18件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別・鑑定等が17件であった。</p> <table border="1" data-bbox="1384 651 2018 997"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害調査</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>鑑定等</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>行政機関からの依頼調査</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ この他に、前年度から継続している案件として7件の災害調査、4件の鑑定等を実施した。</p> <p>・ 平成21年度に報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、「役立った」とするものの割合が、災害調査については88%、鑑定等については100%に達した。また、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は87%であつ</p>		H18	H19	H20	H21	災害調査	12	20	14	19	鑑定等	12	19	14	18	労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	17	行政機関からの依頼調査	1	3	1	0
	H18	H19	H20	H21																								
災害調査	12	20	14	19																								
鑑定等	12	19	14	18																								
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	17																								
行政機関からの依頼調査	1	3	1	0																								

	<p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。</p> <p>ウ 鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。</p> <p>エ 労働災害発生状況データベースの作成等 労働災害防止対策の効果的な推進を図る行政施策を支援する観点から、労働者死傷病報告等をもとに、労働災害発生状況等のデータベースの作成及び機械災害の専門的な分析を行い、それらの成果を厚生労働省に提出する。</p>	<p>た。</p> <p>イ 原因調査結果等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に実施した災害調査の19件中10件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の18件中11件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の17件中11件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。 <p>ウ 災害発生状況データベースの作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの委託事業「労働災害情報作成等事業」として、平成19年の労働者死傷病報告のうち無作為に抽出した約33,000件、木材加工用機械、建設用等機械、一般動力機械に関連した災害の全数約17,000件、死亡災害の全数約1,300件及び災害調査復命書のうち平成15年に発生した事例841件について電子データベース化を行った。また、平成18年の食品加工機械に関連した労働災害約1,500件について、業種、事故の型、機械の小分類毎の発生状況、障害の有無と危害の程度等を含めた詳細な分析を行い、また、可動部の種類に応じたリスクの程度を解明した。これらの成果は、厚生労働省に報告し、行政施策に活用されている。このうち、労働者死傷病報告約33,000件の労働災害情報については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページに公開され、広く国民の利用に供される予定である。
--	--	--	---

<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p>	<p>オ 災害調査への的確な対応</p> <p>厚生労働大臣から緊急の原因調査等の指示があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速、的確に対応する。</p> <p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>研究開発力強化法等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <p>労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p>	<p>エ 災害調査への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因調査等については、行政からの要請等に即座に対応できるよう緊急連絡網及び出動体制を構築し、的確に対応した。また、各研究グループ部長による進行管理の徹底、災害調査等報告会における発表と質疑応答を通じた調整等を行い、災害調査等の質の改善に努めた。 <p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 「職場におけるナノマテリアル取扱い関連情報」として、研究所の研究成果を始め、米国労働安全衛生研究所（NIOSH）やドイツ連邦労働安全衛生研究所（BAuA）等内外の研究所・諸機関が有する知見・論文等を収集し、翻訳・要約した上で関係行政機関に情報提供するとともに、これらを研究所ホームページ上で公開した。 厚生労働省からの依頼を受け、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究」や「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲の範囲に関する調査研究」等を実施し、その調査結果を提供した。後者の調査研究結果は、労働安全衛生規則改正の知見のひとつとして活用された。 厚生労働省からの委託事業として、「機械安全国際規格に基づく保護方策」、「欧州における化学物質管理対策（REACH）の最新動向」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い4テーマについて、国内外の
--	---	---	--

	<p>イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>	<p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会において引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・外傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。[再掲]</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>	<p>有識者からなる国際ワークショップを4回開催し、情報収集・意見交換を行うとともに、専門家及び実務家を対象に同テーマで4回の公開セミナーを開催した。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働現場における安全衛生上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、労働衛生分野に関して平成12年に策定した労働衛生研究重点3研究領域18課題を見直した結果と、新たにとりまとめた産業安全分野の重点4研究領域24優先課題とを統合し、学識経験者等へのヒアリングや研究所ホームページによる意見募集を行った。[再掲] 平成22年3月に第3回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した労働安全衛生研究重点3研究領域32優先課題(案)について調査・審議を行った。審議結果を踏まえて「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定し、報告書を取りまとめることとした。[再掲] 平成22年1月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による7テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題ー第11次労働災害防止計画の対策に向けて」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に232人の参加者を得た。[再掲] <p>ウ 最先端研究情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 客員研究員や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。 厚生労働省からの委託事業として実施した国際ワークショップを通じて入手した「職業性ストレス・メンタルヘルスヘルスの国際情報」ほか2件の情報を同事業のホームページで公開した。
--	--	--	--

	<p>エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布</p> <p>最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を6回発行する。また、産業安全に係る英文論文の掲載に引き続き努める。 労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回発行配布する。 	<p>エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布</p> <p>(ア) Industrial Health</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際学術誌 Industrial Health を年6回刊行し、国内600、国外430の大学・研究機関等に配布した。このうち、46巻第3号は「職場の寒冷ストレス」、46巻第5号は「職場の危険源に対する感受性個体差」に関する特集号として刊行した。 Industrial Health誌への投稿論文数は223編で、前年の176件から27%増加した。また、掲載論文数は、94編となった。なお、掲載論文の国別／地域別内訳は、欧米28%、アジア・オセアニア31%、日本（当研究所を除く。）21%、当研究所9%となっており、全世界から多くの投稿を集めた。 Industrial Health誌へのインパクトファクターは、対前年比で0.47ポイント増加し、1.22となった。 <table border="1" data-bbox="1384 746 2013 948"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投稿数</td> <td>109</td> <td>127</td> <td>176</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>掲載論文数</td> <td>97</td> <td>110</td> <td>83</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>インパクトファクター</td> <td>0.91</td> <td>0.79</td> <td>0.75</td> <td>1.22</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じて1995年以降のIndustrial Health誌の全掲載論文が無料で閲覧できるようにしており、平成21年度は、全世界から書誌事項に10万件を超えるアクセスを得たほか、6万件のダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 <p>(イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,100の大学・研究機関等に配布した。このうち、第3巻第1号は、「リスクアセスメント 		H18	H19	H20	H21	投稿数	109	127	176	223	掲載論文数	97	110	83	94	インパクトファクター	0.91	0.79	0.75	1.22
	H18	H19	H20	H21																			
投稿数	109	127	176	223																			
掲載論文数	97	110	83	94																			
インパクトファクター	0.91	0.79	0.75	1.22																			

<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新と学术交流を進める。</p> <p>イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。</p>	<p>特集号」として、論文のみならず、労働現場におけるリスクアセスメントの実践事例等も紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を無料で検索し、閲覧できるようにした。 <p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、神奈川工科大学、北里大学及び三重大学において、研究職員が客員教授等として7人、客員准教授等として10人が任命され、教育研究活動を支援した。 連携大学院協定に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院の大学生・大学院生計4人を研究生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。 <p>イ 大学客員教授等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京大学、北海道大学、筑波大学、早稲田大学等24大学・機関に対して28人の研究職員が客員教授、非常勤講師等として教育支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) <p>ウ 若手研究者等の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携大学院制度に基づく研究生4人、厚生労働科学研究費によるリサーチレジデント1人を始め、内外の大学・研究機関から計53人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。
--	---	---	--

<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。</p> <p>イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。</p>	<p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <p>諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。</p> <p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究協力協定等</p> <p>欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。また、整理合理化計画を踏まえ、機構の労災疾病等に係る臨床研究と連携を図るとともに、機構と統合後において統合メリットが発揮できるよう検討する。</p> <p>イ 研究交流会等</p> <p>フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。</p>	<p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働政策研究・研修機構労働大学の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修、中国安全衛生科学技術強化プロジェクト(JICA)のカウンターパート研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体が行う安全衛生大会等に対し、講師として多くの研究職員を派遣した。 <p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究協力協定等の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たにコネチカット大学(米国)と研究協力協定を締結し、振動障害防止及び人間工学等の分野で共同研究を開始するとともに、研究員1名を客員講師として派遣し、大学院での教育・研究を支援した。 <p>なお、これにより研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関となり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ラフボロー大学との間で教員及び研究員が相互に訪問し、共同研究として実施している多軸手腕振動ばく露に関する実験及び検討を行った。 研究協力協定を締結しているソウル産業大学大学院生2人を研究生として受け入れ、静電気爆発に関する研究指導等を行った。 <p>イ 研究交流会等</p> <ul style="list-style-type: none"> フェロー研究員として40人(うち新規1人)、客員研究員として25人(うち新規4人)を委嘱し、客員研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。
--	--	--	---

<p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。</p> <p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進</p> <p>非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。</p> <p>エ 共同研究</p> <p>上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>ア 情報の管理</p> <p>法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。</p>	<p>ウ 企業等の産業医、研究者等との研究交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 客員研究員や産業医科大学産業生態科学研究所との研究会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国内外の学術集会等への参加を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。 <p>エ 共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題の合計34研究課題のうち、共同研究は14件、41%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究職員を他機関へ14人派遣するとともに、他機関から53人の若手研究者等を受け入れた。 <p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>ア 情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに策定した情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき、管理責任者、業務担当者等を選任し、情報セキュリティ対策推進体制を整備するとともに、情報の格付けに応じた対策や情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策を推進した。 個人情報管理規程に基づき、引き続き、保護個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後、伝達等を実施した。 平成21年度における情報公開開示件数は0件であった。
--	---	--	--

		<p>イ 研究倫理及び利益相反の管理</p> <p>国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。</p> <p>また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。</p> <p>ウ 遵守状況の把握</p> <p>独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。</p> <p>エ 法令等を踏まえた的確な業務運営</p> <p>研究開発力強化法等の最近の国内外の重要な法令等の制・改</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 <p>イ 研究倫理及び利益相反</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員4名及び内部委員7名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、33件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告又は不承認となった9件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正や研究実施に必要な書類等の再提出を行わせた。 また、同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、8件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、いずれの計画も動物実験指針に沿ったものとして承認した。 科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題6件に対する実地の内部監査や研修会の開催を始めとする不正使用防止対策を進めた。 利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 <p>ウ 遵守状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する現場のニーズを把握するとともに、研究所の業務について、国民目線に立って改善していくことを目的として、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、調査研究テーマや講演会・出版物等に対する意見や研究所の運営に対する指摘を聴くこととした。 弁護士を講師として、「コンプライアンスの遵守」をテーマとした職員研修会を開催し、職員の意識啓発・トラブルの未然防止に取り組んだ。
--	--	--	---

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。</p>	<p>定の動向を踏まえた的確な業務の運営に努める。</p> <p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 競争的研究資金、受託研究の獲得 [再掲]</p> <p>関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。</p> <p>イ 自己収入の確保 [再掲]</p> <p>研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 競争的資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金 14 件(うち研究代表者 10 件)、厚生労働科学研究費補助金 11 件(うち研究代表者 5 件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金 1 件の合計 26 件 7,920 万円の競争的研究資金を獲得した。[再掲] 受託研究については、国(厚生労働省・経済産業省)からの 5 件、地方自治体からの 1 件、民間企業からの 6 件の合計 12 件 1 億 2,520 万 4 千円を獲得した。なお、受託研究のうち 1 件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(67,858 千円)である。[再掲] <p>イ 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与する施設・設備を 7 件増の 84 件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。粒度測定及びゼータ電位測定装置、環境試験室等 4 件の施設・設備について
--	--	---	---

<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>(1) 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>イ 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 限度額 290百万円</p> <p>(2) 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応する</p>	<p>確保に努める。</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算については別紙 5 のとおり。財務内容の改善についてはラスパイレス指数も考慮する。</p> <p>(2) 収支計画については別紙 6 のとおり。</p> <p>(3) 資金計画については別紙 7 のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 290 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>有償貸与し、有償貸与金額は72万8千円となった。[再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> また、著作権料は4件65万9千円、特許実施料は1件50万5千円となり、これら自己収入の合計額は総額189万1千円となった。[再掲] 新たに、民間企業、個人等からの寄付金を受け入れるための規程の整備を図った。[再掲] <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して313百万円の節減となり、執行率は87.7%となった。項目別では、人件費（退職手当を除く。）は92.0%、一般管理費は67.5%、業務経費は87.5%の執行率となった。
---	---	---	--

	<p>ため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p> <p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人材活用等に関する方針</p> <p>ア 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項</p> <p>(ア) 新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。また、中</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人材活用等に関する方針</p> <p>人材活用等に関する方針に基づき、新規研究員の採用等を行い、研究開発等の推進を図った。</p> <p>ア 新規研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者人材データベース（JREC-IN）及び大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）への登録、80 を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用
--	---	--	---

		<p>期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、若年者、女性、外国人である任期付研究員を少なくとも1名、新規に採用するように努める。</p> <p>(イ) 職員の採用にあたり、研究業績優秀者表彰に加え、若手研究員業績優秀者表彰を行うとともに、任期付研究員をテニユア・トラックと位置づけ、任期終了時までには研究員の研究業績等を評価する等の厳格な審査を経て、任期を付さない職員とする制度の充実を図る。</p> <p>(ウ) フレックスタイム制等を活用することにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努める。</p> <p>(エ) 外国人研究員の研究活動を支援するため、一定時期、日本語と英語等が堪能な研究員等をチューターとしてつける。</p> <p>イ 卓越した研究者等の確保に関する事項</p> <p>研究業績、対外貢献（行政貢献を含む）、所内業務及び独立行政</p>	<p>活動を行った。[再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度に採用内定した3名を平成21年4月1日付けで採用するとともに、平成21年度の公募に応募した58名の中から、平成21年10月1日付けで1名、平成22年1月1日付けで1名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む7名を平成22年4月1日付採用予定者として内定した。[再掲] 平成18年度に任期付きとして採用した3名の研究職員について審査を行い、平成21年度に任期を付さない研究職員として採用した。[再掲] <p>イ 研究職員の昇任、昇格、昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> 清瀬地区・登戸地区共通の業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献の4つの観点から研究職員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事並びに優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）に反映させた。評価については公平性及び適正性を確保するため、研究職員の所属部長等による第1段評価、領域長による第2段評価、地区担当役員による第3段評価の3段階評価方式とした。 <p>ウ 人事計画の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職員の業績評価結果を基に、理事長のリーダーシップの下、総務部門及び研究企画部門が連携しつつ適材適所の原則による研究職員の人事異動等を行った。
--	--	--	---

		<p>法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価し、評価結果を昇任、昇格、昇給に反映させるとともに、研究費の配分や研究室、研究機器の使用について配慮する。</p> <p>ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項</p> <p>(ア) 新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。[再掲]</p> <p>(イ) 産学官の間での人材の流動性を高めるため、職員兼業規程、研修生規程等を整備する。</p> <p>(ウ) 研究員が国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間について、当該在職期間を通算する等の人材の流動性を高めるための環境整備を検討する。</p> <p>エ その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項</p> <p>(ア) 研究職員の昇任、昇格、昇</p>	
--	--	--	--

	<p>(2) 常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。</p> <p>(参考1) 常勤職員数 期初の常勤職員数 121名 期末の常勤職員数 115名 (上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病</p>	<p>給に関して、より客観的で公正な人事方式の採用に努める。</p> <p>(イ) 等級別の人員数のバランスを図り、適材適所の原則に沿った人事計画を立てることにより業務の効率化を進める。</p> <p>(2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 118名 当年度末の常勤職員数の見込み 116名</p> <p>(3) 当年度中の人件費総額見込み 1,039百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、施工シミュレーション施設について改修工事を実施する。また、老朽化の進んだ研究棟について</p>	<p>(2) 人員の指標 ・ 年度当初の常勤職員数は111名であり、年度末の常勤職員数は111名となった。</p> <p>(3) 人件費総額見込み ・ 平成21年度における人件費の総額は9億6,300万円で、平成21年度計画における当年度中の人件費総額見込み(10億3,900万円)と比べて7,600万円の節減となった。</p> <p>2 施設・設備に関する計画 ・ 平成21年度計画どおり、施工シミュレーション施設の改修工事に係る設計、登戸地区の研究本館の耐震改修工事、渡り廊下改修工事及び外壁防水塗装工事を実施した。 なお、生物棟の空調設備改修工事については、経費節減の観点から、今</p>
--	---	---	---

	<p>の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p>	<p>耐震改修、渡り廊下改修及び外壁防水塗装を実施する。</p>	<p>中期計画期間中には実施しないこととした。</p>
--	---	----------------------------------	-----------------------------